

# NPO法人コラルティードフットボールクラブ定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、NPO法人コラルティードフットボールクラブという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県和光市に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、埼玉県和光市を中心とする地域で、市民に対して主にサッカーの普及に関する事業を行い、子供の健全な心身の育成、スポーツ振興、健康増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① サッカーチームの企画・運営に関する事業
  - ② サッカー教室に関する事業
  - ③ スポーツ・文化・学術について指導、大会・イベントの企画、運営に関する事業
  - ④ スポーツ・文化・学術指導者の育成・研修・派遣に関する事業
  - ⑤ サッカーに関する各種情報公開等の事業
  - ⑥ スポーツ施設の管理及び運営に関する事業

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

#### (入会)

**第7条** 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

**第8条** 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

**第9条** 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

**第10条** 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

#### (除名)

**第11条** 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

**第12条** 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員及び職員

### (役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

### (役員の職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

### (役員の任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員は、再任されることができる。

### (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (役員の解任)

**第17条** 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

#### (役員の報酬)

**第18条** 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受けれる者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### (職員)

**第19条** この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

### 第4章 総会

#### (総会の種別)

**第20条** この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (総会の構成)

**第21条** 総会は、正会員をもって構成する。

#### (総会の権能)

**第22条** 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営

## (11) その他運営に関する重要事項

### (総会の開催)

**第23条** 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

### (総会の招集)

**第24条** 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (総会の議長)

**第25条** 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

### (総会の定足数)

**第26条** 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (総会の議決)

**第27条** 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

### (総会における表決権等)

**第28条** 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

**第29条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数(書面等表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。)
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

**第30条** 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

**第31条** 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

**第32条** 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

**(理事会の招集)**

**第33条** 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

**(理事会の議長)**

**第34条** 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

**(理事会の定足数)**

**第35条** 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

**(理事会の議決)**

**第36条** 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(理事会における表決権等)**

**第37条** 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

**(理事会の議事録)**

**第38条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面等表決者にあってはその旨を付記すること。)

- (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計等

### (資産の構成)

**第39条** この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

**第40条** この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### (会計の原則)

**第41条** この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

### (会計の区分)

**第42条** この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

### (事業年度)

**第43条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

**第44条** この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予

算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

**第45条** この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

### 第7章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

**第46条** この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

#### (解散)

**第47条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

#### (合併)

**第48条** この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第8章 雜則

#### (公告の方法)

**第49条** この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告につ

いては、電子公告（法人のＨＰ等）に掲載して行う。

**(施行細則)**

**第50条** この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

**附 則**

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	小杉 謙太
理事	高橋 陸
〃	三浦 康誠
監事	高田 陽子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条の1の規定にかかわらず、成立の日から令和 7年 6月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 7年 3月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- |       |    |
|-------|----|
| ① 入会金 | 0円 |
| ② 年会費 | 0円 |

(2) 賛助会員

- |       |    |
|-------|----|
| ① 入会金 | 0円 |
| ② 年会費 | 0円 |

役員名簿

NPO法人コラルティードフットボールクラブ

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	コスギ ケンタ 小杉 謙太		無
理事	タカハシ リク 高橋 陸		無
理事	ミウラ ヤスノブ 三浦 康誠		無
監事	タカダ ヨウコ 高田 陽子		無

## 設立趣旨書

### 1 趣旨

本法人の設立趣旨は、地域社会におけるスポーツの普及と発展、そして子供から大人までのサッカー愛好者に向けて健康的な活動やスキルの向上の機会を提供することです。

サッカーを通じて、和光市内および周辺地域の子供から成人まで、幅広い年齢層の人々にスポーツの楽しみや健康の重要性を啓発したいと考えております。

和光市および周辺地域の発展に貢献し、スポーツを通じて、地域経済の活性化を支援し、地域社会に貢献したいと考えております。

### 2 申請に至るまでの経過

令和4年5月より、本法人の社員予定者を中心としたメンバーで、任意団体として活動を開始しました。活動内容は、サッカークラブの運営とサッカー教室の運営です。

令和5年5月より設立の準備をはじめて、令和 6年 1月 21日に設立総会を開催しました。

今後継続的な事業を展開し、団体としての運営を強化するためにも、N P O法人化は不可欠と考えます。

令和 6年 1月 21日

N P O法人コラルティードフットボールクラブ  
設立代表者

氏名 小杉 謙太

## 令和 6年度 事業計画書

N P O 法人コラルティードフットボールクラブ

### 1 事業実施の方針

法人でのサッカークラブ運営、サッカー教室運営を確実に実施する。今後の法人活動拡大に向けて、体制および仕組みの基礎を確立させる。

### 2 事業の実施に関する事項（成立の日～令和 7年 3月 31日）

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込み額(千円)
サッカークラブの企画・運営に関する事業	サッカークラブの企画・運営	4回／週	和光市内	5名	和光市地区の住民 70名	6,554
サッカー教室に関する事業	サッカー教室の運営	1回／週	和光市内	2名	和光市地区の子供 20名	751
スポーツ・文化・学術について指導、大会・イベントの企画、運営に関する事業	予定なし					
スポーツ・文化・学術指導者の育成・研修・派遣に関する事業	予定なし					
サッカーに関する各種情報公開等の事業	ホームページの開設、運営	通年	事務所	1名	全国 2,000人	60
スポーツ施設の管理及び運営に関する事業	予定なし	-				

#### (2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	支出見込み額(千円)

## 令和 7年度 事業計画書

### N P O 法人コラルティードフットボールクラブ

#### 1 事業実施の方針

サッカークラブについては、メンバー、選手、サポーターにとって満足度の高い経験を提供する。クラブのプランディングを向上させ、地域コミュニティ内での認知度を高めるために、定期的な練習及び試合、大会運営を積極的に行う。

サッカー教室は、プログラムを年齢層に合わせて多様化し、幅広い需要に応える。

経費の効率化をはかり、会計の安定化を確立する。

#### 2 事業の実施に関する事項（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

##### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事 業 内 容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込 み額 (千円)	
サッカークラブの企画・運営に関する事業	サッカークラブの企画・運営	4回／週	和光市内	6名	和光市地区の住民	84名	8,338
サッカー教室に関する事業	サッカー教室の運営	1回／週	和光市内	2名	和光市地区の子供	24名	926
スポーツ・文化・学術について指導、大会・イベントの企画、運営に関する事業	サッカーワークショップの開催	3回／年	埼玉県内	5名	関東近郊の住民	100名	100
スポーツ・文化・学術指導者の育成・研修・派遣に関する事業	サッカー指導者の他のチームへの派遣	1回／年	埼玉県内	2名	関東近郊の他のチームの関係者	30名	40
サッカーに関する各種情報公開等の事業	ホームページの開設、運営	通年	事務所	1名	全国	2,400人	72
スポーツ施設の管理及び運営に関する事業	サッカーフィールドの管理	通年	和光市内	5名	関東近郊	1,000人	0

##### (2) その他の事業

定款の事業名	事 業 内 容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見込 み額 (千円)

--	--	--	--	--	--	--

令和6年度活動予算書  
(成立の日から令和7年3月31日まで)

NPO法人コラルティードフトボールクラブ  
(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	0
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		
受取寄附金	480,000	480,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金		0
4 事業収益		
サッカークラブの企画・運営に関する事業収益	7,740,000	
サッカー教室に関する事業収益	360,000	
		8,100,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	1,137,600	1,137,600
経常収益計(A)		9,717,600
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	3,960,000	
臨時雇賃金	1,440,000	
法定福利費	243,000	
人件費計	5,643,000	
(2) その他経費		
仕入高		
旅費交通費	1,362,000	
車両費		
水道光熱費		
地代家賃	240,000	
備品	120,000	
減価償却費		
保険料		
その他経費計	1,722,000	
事業費 計		7,365,000
2 管理費		
(1) 人件費		

役員報酬	0	
給料手当	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	180,000	
旅費交通費		
通信運搬費		
水道光熱費	240,000	
地代家賃	960,000	
雑費	660,000	
その他経費計	2,040,000	
管理費 計	2,040,000	
経常費用計(B)		9,405,000
当期経常増減額(A-B)		312,600
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		
経常外収益計(C)		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		
経常外費用計(D)		0
① 当期正味財産増減額(A-B+C-D)		312,600
② 設立時正味財産額		
次期繰越正味財産額(①+②)		312,600

**令和 7 年 度 活動予算書**  
 (令和 7年 4月 1日 から令和 8年 3月 31日まで)

NPO法人コラルティードフットボールクラブ  
 (単位:円)

科 目	金 額		
<b>I 経常収益</b>			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2 受取寄附金			
受取寄附金	480,000		
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
4 事業収益			
サッカーカラーブの企画・運営に関する事業収益	9,288,000		
サッカー教室に関する事業収益	432,000		
スポーツ・文化・学術について指導、大会・イベントの企画、運営に関する事業収益	100,000		
		9,820,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	1,365,120		
		1,365,120	
<b>経常収益計(A)</b>			<b>11,665,120</b>
<b>II 経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	5,381,600		
臨時雇賃金	1,728,000		
法定福利費	300,000		
人件費計	7,409,600		
(2) その他経費			
仕入高			
旅費交通費	1,634,400		
車両費			
水道光熱費			
地代家賃	288,000		
備品	144,000		
減価償却費			
保険料			
その他経費計	2,066,400		
<b>事業費 計</b>			<b>9,476,000</b>
2 管理費			

(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	180,000		
旅費交通費			
通信運搬費			
水道光熱費	240,000		
地代家賃	960,000		
雑費	792,000		
その他経費計	2,172,000		
管理費 計		2,172,000	
経常費用計(B)			11,648,000
当期経常増減額(A-B)			17,120
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計(C)			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計(D)			0
① 当期正味財産増減額(A-B+C-D)			17,120
② 前期繰越正味財産額			312,600
次期繰越正味財産額(①+②)			329,720